

特記仕様書

委託番号	令和7年度 第4号
委託業務の名称	高島市内園地枯松伐採処分業務委託
委託業務の場所	高島市今津町地先（桂浜園地、今津百瀬川園地、今津浜園地）

第1条 本委託業務の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（令和6年4月改定滋賀県）」（以下「共通仕様書」という。）および「一般土木工事等共通仕様書付則（令和6年4月滋賀県土木交通部）」（以下「付則」という。）によるものとする。

第2条 一般的事項

受託者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業着手時に、実施区域の現地確認を行わなければならない。この時、設計図書または特記仕様書等に示す本数等と異なる場合は、設計図書の数量等に関して監督員と協議を行ったうえで変更契約の対象とすることができる。
- (2) 事業の施行にあたり所定の手続きを行い、関係法規を守らなければならない。
- (3) 仕様書の内容については、作業員に十分徹底するよう措置するとともに、労働安全衛生法ならびに労働安全衛生規則で規定された作業を行う場合には、必要な資格、免許を有する者に作業をさせるほか、作業員に必要となる安全教育を行わなくてはならない。
- (4) 作業において発生した伐倒木、枝条等については、次の各号に留意し、危険や障害を引き起こさないように処理しなければならない。
 - ア 崩落等の防止のための固定
 - イ 琵琶湖への流入防止
 - ウ 完全な伐倒処理（かかり木状態にならないこと）
- (5) 事業実施のため、一般交通や周辺施設等に損害等をおよぼすおそれのある場合には、監督員と協議をして適当な防護措置を講じなければならない。
- (6) 事業完了時には、資材、ごみ等の散乱放置がないように跡地の整理をしなければならない。
- (7) 事業の実施に際しては、監督員が指示する書類を作成しなければならない。
- (8) 作業等の実施前、実施中及び完成の状況が明らかに確認できる状況写真を整備しなければならない。

第3条 暴力団員等による・不当介入の排除

滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

- (1) 請負者（請負人または受注者）は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 請負人は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督員に

報告するものとする。また、請負人は、以上のことについて、下請負人（再委託者の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。

（３）請負人は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第４条 業務内容

本業務委託は、園地内にある松枯損木を伐倒し、玉切り、枝払いを行った後、園地外に搬出し、処分を行う。マツノサイセンチュウ拡散防止のため、伐採した樹幹および枝を園地内に放置せず、適切に処理すること。

（１）伐倒

- ・ 枯損木は、根際より地上 30 cm以下で伐倒すること。
- ・ 伐倒時には、残存木や建築物等に被害がないよう倒すこと。
- ・ 枯損木は、園路等の通行の妨げにならないように倒すこと。
- ・ 伐倒した枯損木の根株にナンバーテープを貼り、本数管理を行うこと。本数管理については、別添表にまとめること。

（２）玉切り

- ・ 伐倒後の樹幹等は、人力で回転、移動ができる程度に玉切ること。

（３）枝払い

- ・ 伐倒後は枝払いを行うこと。

（４）集積・搬出

- ・ 樹幹および枝は、すべて園地外に搬出すること。

（４）処分

- ・ 搬出した樹幹および枝は、その全てを園地外で適切に処分すること。

５．成果品

（１）写真

提出物は紙媒体とする。作業を行った全ての樹木につて、伐採作業前、同作業中、同作業後の写真を撮影すること。また、伐採作業前写真では胸高直径がわかるように、同作業後写真ではナンバーテープおよび株直径がわかるように撮影するとともに、作業内容を記載した看板を入れること。

（２）出来高管理

作業を行った全ての樹木について、樹木番号、胸高直径、樹高、材積等を別添表のとおり、取りまとめ紙媒体で提出すること。処分を他者に委託した場合は、その処分に係る証明書を提出すること。

６．その他

（１）園内運搬を行う際は、園地内の施設（パーゴラ、看板、ベンチ、舗装等）を損傷することの無いよう必要に応じて養生等を行うこと。

（２）園地内は火気厳禁とする。また園地内で発生したごみは持ち帰ること。

（３）作業中に利用者が園地内に立ち入らないようにすること。

（４）その他不明な点については、双方協議し決定するものとする。

令和7年度第4号 高島市内園地枯松伐採処分業務委託 本数管理表

1. 枯松伐採処分

番号	施業場所	胸高幹回 (cm)	樹高 (m)	材積量 (m ³)	テープNo.	テープカラー	写真	
1	桂浜園地	38	16					
2	桂浜園地	84	20					
3	(桂)	76	20					
4	今津百瀬 川園地	86	20					
5		52	17					
6		16	3					
7		22	7					
8		46	18					
9		26	10					
10		50	19					
11		34	19					
12		38	18					
13		24	5					
14		16	4					
15		52	17					
16		36	10					
17		36	10					
18		20	4					
19		42	17					
20		22	4					
21		36	13					
22		50	14					
23		70	20					
24		68	20					
25		今津浜園 地	74	18				
26			30	6				
27			72	20				
28	50		18					
29	16		4					
30	36		12					
31	68		20					
32	60		20					
33	24		4					
34	46		12					
35	24		4					
36	58		20					
37	54		20					
38	78		20					
39	54		18					
40	56		20					
41	38		10					
42	24		8					
43	64		13					
44	50		15					
45	58		20					
46	54		20					
47	30		12					

(注)

写真の欄には、確認写真を撮ったものに○印を記入して下さい。